

6 理事会	(1) 審査状況	1, 理事会は法令及び定款に定めに従つて開催されているか。	<input type="radio"/> 権限を有する者が召集しているか。 <input type="radio"/> 各理事及び各監事に対して、期限までに招集の通知をしているか。 <input type="radio"/> 招集通知の省略は、理事及び監事の全員の同意により行われているか。	理事会の招集通知、理事会の議事録、召集通知を省略した場合の理事及び監事の全員の同意を証する書類	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		2, 理事会の決議は、法令及び定款の定めるところにより行われているか。	<input type="radio"/> 決議に必要な数の理事が出席し、必要な数の賛成をもって行われているか。 <input type="radio"/> 決議が必要な事項について、決議が行われているか。	定款、理事会の議事録、理事の職務の執行に関する規程	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
7 役員報酬	(2) 記録	3, 理事への権限の委任は適切に行われているか。	<input type="radio"/> 書面による議決権の行使が行われていないか。 <input type="radio"/> 理事に委任できない事項が理事に委任されていないか。	理事会の議事録、理事に委任する事項を定める規定等	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		4, 法令又は定款に定めるところにより、理事長等が、職務状況について、理事会に報告をしているか。	<input type="radio"/> 理事に委任される範囲が明確になっているか。 <input type="radio"/> 実際に開催された理事会において、必要な回数以上報告がされているか。	定款、理事会の議事録	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(1) 報酬		1, 法令で定めるところにより議事録が作成され、保存されているか。	<input type="radio"/> 法令に定めるところにより議事録が作成されているか。	定款	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		2, 理事の報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか。	<input type="radio"/> 議事録に、法令又は定款で定める議事録署名又は記名押印がされているか。 <input type="radio"/> 議事録が電磁的記録で作成されている場合は、必要な措置をしているか。	定款、議事録、理事全員の同意の意思表示を記録した書類	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(2) 報酬等支給基準		3, 監事の報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか。	<input type="radio"/> 議事録又は同意の意思表示の書面等を主たる事務所に必要な期間備え置いているか。	定款	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		1, 評議員の報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか。	<input type="radio"/> 評議員の報酬等の額が定款で定められているか。	定款	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		2, 理事の報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか。	<input type="radio"/> 理事の報酬等の額が定款又は評議員会の決議によって定められているか。	定款、評議員会の議事録	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		3, 監事の報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか。	<input type="radio"/> 監事の報酬等の額が定款又は評議員会の決議によって定められているか。 <input type="radio"/> 定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているか。	定款、評議員会の議事録、監事の報酬等の支給基準 具体的的な部分の決定が行われたこと、及びその決定内容を記録した書類	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		1, 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準により定め、公表しているか。	<input type="radio"/> 理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、支給の基準を定め、評議員会の承認を受けているか。 <input type="radio"/> 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準を公表しているか。	理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準 理事、監事及び評議員会の議事録	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

<p>(3) 報酬の支給</p> <p>1. 役員及び評議員の報酬等が法令等に定めるとところにより支給されているか。</p>	<p>○評議員の報酬等が定款に定められた額、及び報酬等の支給基準に従つて支給されているか。</p> <p>○役員の報酬等が定款又は評議員会の決議により定められた額、及び報酬等の支給基準に従つて支給されているか。</p>	<p>○評議員の報酬等が定款に定められた額、及び報酬等の支給基準に従つて支給されているか。</p> <p>○役員の報酬等が定款又は評議員会の決議により定められた額、及び報酬等の支給基準に従つて支給されているか。</p>
<p>(4) 報酬等の総額 の公表</p>	<p>1. 役員及び評議員の報酬について、法令に定めるとところにより公表しているか。</p>	<p>○理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬総額について、現況報告書に記載の上、公表しているか。</p>

## II 事業について

項目	監査事項	チェックポイント	確認書類	該当の有無	○適否
1 事業一般	1, 定款に従つて事業を実施しているか。	○定款に定めている事業が実施されているか。 ○定款に定めていない事業が実施されていないか。	定款、法人の事業内容が確認できる書類 (事業報告等)	○ ○	○ ○
	2、「地域における公益的な取組」を実施しているか。	○社会福祉事業及び公益事業を行うに当たり、無料又は低廉な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めているか。 ○当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであるか。	地域公益取組の内容が確認できる書類(事業報告、現況報告書等)	○	○
2 社会福祉事業	1, 社会福祉事業を行つて適正に実施されているか。	○社会福祉事業で得た収入を、法令・通知上認められない用途に充てていないか。	計算書類及びその付属明細書	○	○
	2, 社会福祉事業を行つたために必要な資産を有しているか。	○社会福祉事業を行つたために必要な資産が確保されているか。 ○社会福祉と関係があり、また公益性があるものであるか。	定款、貸借対照表、財産目録、登記簿謄本	○	○
3 公益事業	1, 社会福祉事業を行つことを目的とする法人が行う公益事業として適正に実施されているか。	○公益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。 ○公益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。	計算書類及びその付属明細書(特に「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」)事業報告書、理事会及び評議員会の議事録	○ ○ ○	○ ○ ○
	1, 法に基づき適正に実施されているか。	○社会福祉事業又は法令で定める公益事業の経営に収益が充てられているか。 ○収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。	計算書類及びその付属明細書(特に「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」)事業報告書、理事会及び評議員会の議事録	— — —	— — —
4 収益事業	1, 法人が行う事業として法令上認められるものであるか。	○事業規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。 ○法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるもの又は投機的なものでないか。	計算書類、収益事業の事業内容が確認できる書類(事業報告等)	— — —	— — —
	2, 法人が行う事業として法令上認められる恐れがあるものでないか。	○当該事業を行うことにより当該法人の社会福祉事業の円滑な遂行を妨げる恐れがあるものでないか。		—	—

### III 監理について

項目	監査事項	チェックポイント	確認書類	該当の有無	○適否
1 人事管理	1. 法令に従い、職員の任免等人事管理を行っているか。	○重要な役割を担う職員の選任及び解任は、理事会の決議を経て行われているか。 ○職員の任免は適正な手続きにより行われているか。	理事会の議事録、職員の任免に関する規程、辞令又は職員の任免について確認できる書類	○	
2 資産管理	(1) 基本財産	1. 基本財産の管理運用が適切になされているか。  ○法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、全て基本財産として定款に記載されているか。また、当該不動産の所有権の登記がなされているか。 ○所轄庁の承認を得ずに、基本財産を処分し、貸与し又は担保に供していられないか。 ○基本財産の運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるものにより行われているか。 ○基本財産以外の資産(その他の財産、公益事業用財産、収益事業用財産)の管理運用にあたって、安全、確実な方法で行われているか。 ○その他財産のうち社会福祉事業の存続要件となつているものの管理が適正にされ、その処分がみだりに行われていないか。	定款、財産目録、登記簿謄本、地方公共団体の使用許可があることを確認できる書類、基本財産の処分等に関する決定を行った理事会議事録、評議員会議事録	○	
	(2) 基本財産以外の財産	1. 基本財産以外の資産の管理運用は適切になされているか。  ○株式の保有が法令上認められるものであるか。	資産の管理運用に関する規程、理事会議事録、計算関係書類	○	
	(3) 株式の保有	1. 株式の保有は適切になされているか。  ○株式保有を行っている場合(全株式の20%以上を保有している場合に限る。)に、所轄庁に必要な書類の提出をしているか。	株式の保有及び取引の状況を確認できる書類	—	
	(4) 不動産の借用	1. 不動産を借用している場合、適正な手続きを行っているか。  ○社会福祉事業の用に供する不動産を地方公共団体から借用している場合は、地方公共団体の許可を受けているか。 ○社会福祉事業の用に供する不動産を地方公共団体以外の者から借用している場合は、その事業の存続に必要な期間を設定し、かつ、登記がなされているか。	登記簿謄本、地方公共団体の使用許可があること又は地方公共団体が借用を認めていることを証する書類(賃貸借契約書等)、法人が行う事業・施設が確認できる書類	—	
3 会計管理	(1) 予算	1. 収支予算是、適正に編成、執行されているか。  ○資金収支予算書は、定款の定め等に従い適正な手続きにより編成されているか。 ○予算執行に当たって、変更を加えるときは、定款等に定める手続きを経ているか。	定款、経理規程等、理事会の議事録等、経理規程の定めるところによるが確認できる書類	○	
	(2) 規定・体制	1. 経理規程を制定しているか。 2. 予算の執行及び資金の管理に関する体制が整備されているか。 ○会計責任者と出納職員との兼務を避けなど、内部牽制に配意した体制とされているか。	資金収支予算書、定款、理事会議事録、議員会議事録 資金収支予算書、資金収支計算書、定款、理事会議事録、評議員会議事録 定款、経理規程等、理事会の議事録等、経理規程の定めるところによるが確認できる書類	○	